

若狭町公告第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の38第1項の規定に基づく、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和4年1月20日

若狭町長 渡辺 英朗



- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
名称：中野木区
区域：三方上中郡若狭町中野木地籍内のうち中野木第12号、第13号、第14号、第37号、第38号及び第39号を除いた区域と、上野木第10号、第11号、第13号、第14号及び第16号を加えた区域とする。
主たる事務所の所在地：若狭町中野木第19号10番地
- 2 申請不動産に関する事項
別紙のとおり
- 3 公告期間 公示日から3箇月間
令和4年1月20日から令和4年4月20日まで
- 4 異議を述べることができる者の範囲
異議を述べることができる登記関係者等は、申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者
- 5 異議を述べる方法
若狭町長に対し、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第22

条の3第3項の規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出することによる。

6 異議申出書の提出先

〒919-1393

若狭町中央第1号1番地

若狭町総務課

別紙

地目等			表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所	
地目	地籍 (㎡)	所在地	氏名	住所
宅地	406.61	若狭町中野木 19号庵ノ下10番	能世 市太郎	遠敷郡上中町中野木16号7番地
		以下余白	能世 重太郎	遠敷郡上中町中野木15号2番地
			速水 五郎兵衛	遠敷郡上中町中野木15号6番地
			井上 りく	遠敷郡上中町中野木15号16番地
			速水 祐三郎	遠敷郡上中町中野木16号4番地
			中林 長吉	遠敷郡上中町中野木16号11番地
			速水 千代松	遠敷郡上中町中野木15号5番地の1
			武田 多吉	遠敷郡上中町中野木18号7番地
			武田 甚蔵	遠敷郡上中町中野木18号10番地
			正木 音吉	遠敷郡上中町中野木19号7番地
			正木 藤吉	遠敷郡上中町中野木22号1番地
			橋本 久吉	遠敷郡上中町中野木22号2番地
			正木 甚蔵	遠敷郡上中町中野木22号5番地
			橋本 太蔵	遠敷郡上中町中野木22号10番地
			正木 伝吉	遠敷郡上中町中野木22号11番地
			武田 善行	遠敷郡上中町中野木22号16番地
			橋本 次良三郎	遠敷郡上中町中野木地番なし